

在留資格に係る行政手続の英語対応（出入国在留管理庁関係）

規制改革の概要

措置前

在留資格認定証明書交付申請において、提出する資料が英語により作成されている場合は日本語訳の添付が必要とされているが、一部の定型的な文書については、日本語訳の添付を不要として運用しているところ、申請者に対しては、その運用が明確化されていなかった。

措置後

提出する資料のうち、英語により作成されていても日本語訳を不要とする一部の定型的な文書について、出入国在留管理庁のホームページで明確化・周知することで、申請者の事務負担を軽減する。

効果

外国企業の新規参入を促進！

規制改革の内容



日本での起業を予定しているが、「経営・管理」の在留資格認定証明書交付申請書類の提出資料は、日本語訳も必要になるため、用意する資料が膨大となり、事務負担が大きい…

日本語訳が不要な定型的な文書を明確化

【定型的な書類】

- ①雇用契約書等事業の経営又は管理について3年以上の経験を有していることを証明するための在職証明書（A4用紙・1枚程度）
- ②大学院において経営又は管理を専攻した期間に係る証明書（A4用紙・1枚程度）

【通常日本語で作成される資料】

- ①登記事項証明書、②住民票、③不動産登記簿謄本、④賃貸借契約書、⑤派遣状・異動通知書、⑥雇用契約書、⑦上場していることを証明する資料、⑧法定調書合計表、⑨源泉徴収の免除証明書、⑩給与支払い事務所等の開設届出書



地方出入国在留
管理官署

HPで日本語訳不要の資料を
明確化・周知

英語
申請書の添付資料

定型的なものであれば
英語でOK



利用者